

川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱

26川環廃第2081号
平成27年3月23日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、川崎市廃棄物処理施設専門家会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専門家会議 条例別表第1に掲げる川崎市廃棄物処理施設専門家会議をいう。
- (2) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (3) 臨時委員 条例第4条第3項に規定する臨時委員をいう。
- (4) 会長 条例第6条第1項に規定する会長をいう。

(所掌事務)

第3条 専門家会議は、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関する事項であつて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する事項（調査審議する事項について市長が特に軽微であると認める場合を除く。）
- (2) その他市長が特に必要であると認める事項

(専門家会議の委員)

第4条 専門家会議は、次に定める専門分野の委員をもって組織する。

- (1) 廃棄物の処理
- (2) 大気質
- (3) 水質
- (4) 騒音
- (5) 振動
- (6) 悪臭
- (7) 地下水

2 委員は、前項に規定する専門分野（以下単に「専門分野」という。）のいずれかについて専門的知識を有し、科学的見地から判断できる者のうちから市長が委嘱する。

3 複数の専門分野の専門的知識を有する者は、2分野までの専門分野の委員を兼任することができる。

4 市長は、委員が欠けた場合又は委員が長期にわたって不在の場合で、委員のうちに当該専門分野の委員となる資格を有する者がいるときは、その委員を、当該専門分野を兼任する委員とすることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、次の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門家会議に臨時委員を置くことができる。

- (1) 専門分野のうち、高度に細分化された特殊な専門的知識に係る事項
- (2) 法制、経理その他の専門分野以外の専門的な分野に係る事項

(提出書類)

第6条 会長が専門家会議の調査審議に関し必要と認めるときは、市長は、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者に対し、申請書及び生活環境影響調査書の内容を要約した書類及び図面、その他必要な資料の作成及び提出を求めるものとする。

(意見書)

第7条 専門家会議は、各委員が提出した意見に立脚した総合的な見地からの統一的な意見を取りまとめた意見書を市長に提出するものとする。

(専門家会議の運営)

第8条 専門家会議に出席する職員は、次の部局の職員とする。

- (1) 環境局生活環境部廃棄物指導課
- (2) 環境局環境対策部環境保全課及び環境対策推進課
- (3) その他市長が認める部局

2 専門家会議の庶務は、環境局生活環境部廃棄物指導課において処理する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領の廃止)

2 川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領(平成17年7月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。